

平成24年度 事業計画及び収支予算

財団法人 国際石油交流センター

平成24年度事業実施計画

Ⅰ. 基本方針

1. 環境認識

(1) JCCPの歩み

財団法人国際石油交流センター（JCCP）は、産油国と日本の人的・技術交流を通じて友好関係を築き、わが国の石油の安定確保に貢献することを目的に、通商産業省（現経済産業省）の認可を受けて昭和56年（1981年）に設立。平成23年（2011年）11月に創立30周年を迎えた。

設立当初の20年間は、産油国からの研修生の受入れや専門家の派遣などを中心とした人材育成事業を柱に活動が続け、その後、平成13年（2001年）には、（財）石油産業活性化センター（現一般財団法人石油エネルギー技術センター）が実施してきた産業基盤整備事業をはじめとする技術協力事業を継承。これにより石油ダウンストリーム分野の国際協力事業が当センターに集約され、より効率的で包括的な事業を展開してきた。

この間、これら産油国関係機関とのネットワークも充実。30年間で培った産油国関係機関、関係者との絆は、わが国の貴重な財産となっている。

(2) 石油エネルギーをめぐる情勢

2011年3月11日に発生した東日本大震災を経て、石油・天然ガスは、今後ともわが国のエネルギーの中核を担っていくと予測されており、その安定供給の確保はエネルギー安全保障の要となっている。

昨今、世界的な資源ナショナリズムが台頭するなか、資源の乏しいわが国が安定的に石油の供給を確保するためには、産油国・消費国といった関係に留まることなく、互惠関係を一層強固なものにしていくことが肝要。

また、エネルギー安全保障の観点では、中国・インドなど新興諸国の石油消費の増大に伴い、世界的な石油資源獲得競争が激化している。資源調達には官民一体となり、日本全体の総合力を発揮した石油供給安定化への戦略的取組みが緊急課題とされている。新興諸国が国家戦略として資源獲得に取り組んでいる状況の下、技術協力も国際的な競争の時代に入ったといえる。

わが国においても、石油供給安定化のための国際交流事業は不可欠であるが、

産油国協力は、民間企業の商業ベースの努力だけでは困難な事業であり、官民一体となって、産油国・産ガス国のニーズに合った人材育成、産油国の石油関連技術の向上に向けた協力を積極的に実施し、産油国との相互理解・友好関係の増進を図り、わが国の石油安定供給に積極的に寄与していく必要がある。

更に、中東や北アフリカ情勢（アラブの春）の流動化、米国の影響力の相対的な低下等により、供給上の地政学リスクは上昇しており、需要面では新興国の台頭により資源獲得競争が激化しているなど地政学上の戦略検討も深化させる必要がある。

（３）新法人への移行

政府が決定した公益法人改革への対応については、昨年度、ＪＣＣＰは「一般財団法人」への移行を機関決定し内閣府へ申請した（平成 23 年 11 月 1 日）。財団創立から 30 年を経過したが、公益法人制度改革の趣旨に応え、公益的見地から石油の安定供給の確保に貢献することのできる組織体制を構築し、円滑に新法人体制に移行することに努めている。

なお、ＪＣＣＰの申請については、内閣総理大臣の諮問を受けて平成 24 年 3 月 16 日に内閣府公益等認定委員会から認可答申が提出された。これにより、平成 24 年度 4 月 1 日に新法人への移行に向けて諸手続きを進めており、新たな制度での事業執行体制が確立する。

２．事業の基本計画

（１）目的

産油国における石油精製分野を対象とした技術・経営管理等に関する人材育成事業や技術協力事業等の実施を通じ、わが国と産油国の友好関係の増進並びに連携の強化を図り、石油の安定供給の確保に資することを目的とする。

（２）事業の実施にあたり

ＪＣＣＰ事業を効果的に展開するためには政府の支援は不可欠であり、引き続き政府補助金の獲得に努力する。経済産業省が実施する補助金公募を通じ、ＪＣＣＰ自らが提案した事業計画を提案し補助金獲得に努める。交付決定の暁には、これら事業計画に基づき事業を実施する。

(3) 事業の基本方針

事業目的を達成するため、次の3点を基本方針として、以下に記す3つの事業を効率的、効果的かつ総合的に実施する。

第一は、人材育成事業や技術協力事業等は、産油国の要請に基づいた協力・支援という視点。事業目的を達成するには、その成果が相手国の石油精製分野発展の基礎となる人づくりや産業基盤の整備等に貢献し、多大な評価を以て受け入れられる必要がある。そのためには要請内容を重視し、それにきめ細かく応えることが重要。

第二は、わが国石油精製分野の「人材」や「技術」の効果的な活用という視点である。事業の実施に当たっては、わが国の「人材」や「技術」が有する強みを強調することにより、同様の事業を行っている他国との差別化を図るとともに、わが国独自の経験と知見を活用した協力を通じ、相手国との相互理解を深化させることが有効。そのためには、わが国から魅力的な提案を行うことによって、産油国における新たなニーズ・要請を掘り起こし、事業に結び付けていくことが重要。

第三は、これらが相俟ってわが国のプレゼンスが産油国に深く浸透していくように、継続的かつ柔軟な取組を行うことの重要性である。産油国との友好関係は一朝一夕に築けるものではなく、実績の積み重ねとそれを通じて得られた相互の信頼がベースになっていることから、関係を維持強化するためには継続的な取組が肝要であるとともに、一方で石油を巡る情勢変化に応じたタイムリーな取組も必要。

なお、上記の具体的事業名は次の通り。

- ① 産油国等石油交流人材育成事業
- ② 産油国等石油関連産業基盤整備・国際共同研究事業
- ③ 国際石油交流連携促進事業

(4) 対象となる重点地域

上記の目的に照らせば、わが国の原油輸入の9割近くを占める中東産油国は、重点地域として緊密な関係を維持・強化させるべきである。人材育成事業に加えて、技術協力事業を実施していくが、過去から事業を継続している国につい

ては、相手国のニーズの変化等に応じたきめ細かな対応をしていくことが必要である。

また、供給源の多様化を念頭に、わが国企業による資源開発権益獲得を支援するという立場から、潜在的開発余地が大きいイラク、地理的近接性があるロシア及び東南アジア諸国（ミャンマー連邦含む）、新興資源国であるアフリカ及び中南米諸国等についても、必要に応じて関係強化のための取組を実施する。

加えて、わが国企業が石油精製部門での参入を計画しているベトナムへの支援をはじめ、エネルギー消費が急拡大しているアジア産油国では人材育成や技術協力に対するニーズが高く、環境負荷低減、石油消費の効率化、安全操業等についての協力が考えられる。

相手国によって関係の度合いや、わが国に期待する協力・支援の内容が異なるので、対象国毎に戦略性を保ちつつ、過度の偏りが生じないよう事業を実施することにも留意する必要がある。

（５）効果的実施のために必要な事項

ア）国内外関係機関等との連携

産油国に対する協力や支援は、本事業に限らず、政府又は民間ベースで幅広く行われている。それぞれ目的や内容等を異にするものの、わが国全体として一体性と一貫性をもって効率的・効果的に実施することが望ましい。事業の実施に当たっては、これら関係機関の活動等も視野に入れつつ、必要な場合には協調又は連携を行いながら事業を推進することとする。

イ）評価の充実

事業の効果的な推進に当たっては、計画の立案段階から実施段階、事後の効果検証に至るまで、事業サイクルに応じた見直し・改善を行う必要がある。

特に、「産油国との関係強化」という事業効果を目に見える形で定量的に現すことが容易でないことを勘案すると、外部有識者の活用による評価を実施し、そこでの評価結果をその後の事業に反映することも重要である。

ウ）情報公開と広報

事業の計画、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが肝要である。

特に、産油国において本事業に対する認知度を向上させることは、事業目的を達成する観点からも重要であり、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行う等、産油国に対する情報発信を強化することとする。

エ) 事業基本計画の変更

事業計画に変更が余儀なくされた場合には、事業補助金交付元である経済産業省との協議を含めＪＣＣＰ内での検討を経て方針を決定する。

経済産業省は、事業の妥当性を確保するため、社会・経済状況、内外の石油資源を巡る動向、政策動向、第三者の視点からの評価結果、事業予算の確保状況、事業の進捗状況等を総合的に勘案し、基本方針、事業内容、実施体制等、基本計画の見直しを弾力的に行うことを補助金交付要綱で明記している。

Ⅱ. 産油国等石油交流人材育成事業（人材育成事業）

人材育成事業では、産油国の政府機関又は石油会社等が行う人材開発に対する協力を目的に、研修生受入・専門家派遣及びそれらを円滑に実施するためのカリキュラムや教材開発等の事業を実施する。

１. 産油国研修生受入事業

（１）研修生受入事業

各産油国の経営管理者・スタッフの人材開発に対する協力をするため、複数国からの研修生によって構成されるレギュラーコース、各産油国別の特定ニーズに対応するためのカスタマイズドコース、各産油国からわが国企業への要請に基づき企業の協力を得て実施する企業協力コース等の各種研修コースを実施し、年間合計約 60 コース、約 650 名の研修生を受け入れる。事業対象国優先順位に応じて研修生及び実施案件を決定する。

レギュラーコースの内訳は石油精製に係るプロセス 8 コース、メンテナンス 5 コース、計装 5 コース、マネジメント・物流・販売 4 コース、専門科目に特化した短期集中研修 2 コースの計 24 コース、カスタマイズドコースは 6 コース程度、企業協力コースは 30 コース程度の実施を目標とする。

（２）その他の事業

①産油国人材育成部門協力事業

相手国人材育成部門の責任者を日本に招聘し、ＪＣＣＰにおける研修について理解を深めてもらい、ＪＣＣＰ研修への参加プロモーションを行うとともに、相手国研修部門のニーズ・ＪＣＣＰへの要望事項等を把握することを目的に年間 1 回程度実施する。

②研修教材開発

上記(1)及び(2)に必要な研修教材等を開発することにより、研修内容の更なる充実を図る。

2. 産油国等専門家派遣事業

(1) 専門家派遣事業

各産油国個別のニーズに対応するため、JCCP職員や外部企業等の専門家約80名を産油国に派遣し、現地でセミナーを実施する。セミナーは、産油国の要請を受けて実施し、対象国の優先順位に応じて採択する。平成24年度は、年間30回程度実施する。

(2) その他の事業

①産油国人材育成部門協力派遣事業

JCCP職員等が産油国を訪問し、相手国人材育成部門やトレーニングセンターの運営改善指導・JCCP研修への参加プロモーションを行うとともに、相手国製油所等のニーズ・要望事項等を把握することを目的に、年間4回(合計8名)程度実施する。

また、日本の若手技術者と産油国の若手技術者との現場における情報交流・共通問題解決に向けての意見交換等を通じて、産油国の人材育成に協力し、また産油国と消費国の相互理解と長期にわたる関係強化を図るため、中東産油国にわが国若手技術者を派遣し交流会を開催する。

②研修教材開発

上記(1)及び(2)に必要な研修教材等を開発することにより、研修内容の更なる充実を図る。

3. 産油国特別支援事業

(1) イラク特別支援事業

①研修生受入事業

イラク特定のニーズに対応するために期間・内容等を設計した受入研修を実施する。本年度は合計5コース70名程度の受入を目標とする。

②専門家派遣事業

イラク特定のニーズに対応するため、JCCP職員を中心とした専門家を派遣し、現地でセミナーを実施する。本年度は治安状況等を把握しつつ1回程度の実施を目標とする。

(2) ベトナム特別支援事業

①研修生受入事業

ベトナム特定のニーズに対応するために期間・内容等を設計した受入研修を実施する。本年度は合計 5 コース 70 名程度の受入を目標とする。

②専門家派遣事業

ベトナム特定のニーズに対応するため、JCCP職員等専門家を派遣し、現地でセミナーを実施する。本年度は合計 5 コース 20 名程度の実施を目標とする。

Ⅲ. 産油国等石油関連産業基盤整備・国際共同研究事業（基盤整備・国際共同研究事業）

基盤整備事業では、産油国の石油関連産業の基盤整備を支援することを目的に、現地の政府機関又は石油会社など、海外カウンターパートとの合意に基づき、製油所の操業改善・高度化・省エネルギーや環境対策・技術開発等に係る技術協力を実施する。

国際共同研究事業では、産油国の大学又は研究機関等との間で、合同研究セミナーの開催、わが国研究者の産油国への長期派遣及び産油国研究者の国内研究機関への受入等の事業を実施する。

1. 産油国等石油関連産業基盤整備事業（基盤整備事業）

産油国とJCCPがプロジェクトを形成し、国内石油会社・エンジニアリング会社などの参加を得て、産油国製油所の操業改善・高度化・省エネルギーや、環境対策・技術開発等の課題を共同で解決する。これを通じて、産油国の石油関連産業の基盤整備を支援するとともに、産油国技術者に日本の技術・ノウハウを移転し、産油国の人材開発に協力する。

基盤整備事業は、テーマの探索（ファクトファインディング）、実現性の確認（フィジビリティースタディ）、共同プロジェクトの実施の三つの段階に分け、それぞれの段階で、妥当性を確認しながら実施する。

（1）技術協力基礎調査事業（第一段階：ファクトファインディング）

産油国石油関連産業の基盤整備に向けて、産油国とJCCPが共同で相手国ニーズの把握と事業テーマ選定のための課題の抽出を行い、次段階へ移行することの可否を検討する。

（2）産業基盤整備支援調査事業（第二段階：フィジビリティースタディ）

技術協力基礎調査事業等により選定した事業テーマ等につき、事業の達成目標、対象範囲、組織体制、スケジュール、費用分担等を、JCCPと海外カウンターパート、国内参加企業等の三者が協力して検討し、共同事業としての実

施可能性・実現性を評価する。技術的・経済的に実現可能な案件は、次段階へ移行する。

平成 24 年度は 4 件実施する。分野別では、環境関連事業 2 件、製油所の操業改善等事業 2 件を実施する。

（３）産業基盤整備共同事業（第三段階：基盤整備型プロジェクト）

産業基盤整備支援調査事業等を踏まえ形成された事業のうち、産油国石油関連産業の基盤整備に資すると判断されるものにつき、ＪＣＣＰと産油国組織（海外カウンターパート）との間で共同事業実施契約（Memorandum of Agreement: MOA）を結び、２～３年間程度の期間をかけて、プロジェクト形式で事業を実施し、産油国石油関連産業の課題を解決する。

平成 24 年度は、中東産油国を主対象に 16 件実施する。国別では、サウジアラビア 5 件、クウェート 3 件、UAE 5 件、オマーン 2 件、カタール 1 件、分野別では、製油所の操業改善等事業 4 件、環境関連（省エネを含む）事業 3 件、技術開発関係 9 件を実施する。

（４）事業化推進協力事業（第三段階：事業化推進型プロジェクト）

産業基盤整備支援調査事業等を踏まえ形成された事業のうち、我が国石油関連企業が、事業実施後に産油国において自らのビジネスとして展開することを目的として実施するものについて、当該事業の実施を支援する。平成 24 年度は、6 件の事業を実施する。国別では、サウジアラビア 2 件、UAE 2 件、カタール 1 件、ベネズエラ 1 件、分野別では、環境関連（省エネを含む）事業 3 件と技術開発関係 3 件を実施する。

（５）終了時評価

平成 23 年度で終了した産業基盤整備共同事業 5 件について、4 名の外部委員から構成される終了時評価委員会を開催し、終了時評価を実施する。

（６）OAPEC との共同事業

中東を主とするアラブ地域の石油輸出国を束ねた国際機関であるアラブ石油輸出国機構（OAPEC）との共同事業包括契約締結（平成 23 年 3 月クウェートで調印）に基づき、平成 24 年度は、技術セミナーの共同開催や共同調査等の計画、実施を目指す。

2. 産油国等石油精製・利用技術国際共同研究事業

（１）産油国連携合同研究セミナー

サウジアラビア KFUPM (King Fahd University of Petroleum and Minerals) とクウェート KISR (Kuwait Institute for Scientific Research) を海外カウンターパートとした合同セミナーを開催し、日本の技術や研究の成果を報告するとともに、産油国研究者との交流を強化する。それぞれの機関の要請するテーマに応じ、平成 24 年度は、KFUPM とのセミナーでは、「石油精製・石油化学における触媒反応」のテーマで触媒に関する最新情報を、KISR とのセミナーでは「石油精製プロセスの進歩」のテーマで、設備の腐食対策・重質油処理等を主題として開催する。

(2) 研究者長期派遣

中東産油国の研究機関に、日本のベテラン研究者を派遣し、日本の大学等における学術的研究方法を現地で実践することにより、産油国研究機関内の研究者に広く啓蒙を図るとともに、日常の研究業務への参加を通じて現地の研究者を効率的に指導する。

平成 24 年度は、サウジアラビアとクウェートの研究機関に 3 名程度のベテラン研究者を各 3 ヶ月程度派遣する。

(3) 産油国等研究者受入事業

中東産油国および今後新たなエネルギー供給源となることが期待される地域等の研究機関から、中堅の研究者を日本の大学や企業の研究所に 1~2 ヶ月程度招聘し、最新の研究手法を指導する。平成 24 年度は、サウジアラビア、クウェート、UAE 等から 7 名程度を受け入れる。

3. 産油国特別支援事業

(1) イラク特別支援事業

平成 24 年度は、イラク石油省をカウンターパートとして昨年度に開始した共同事業「原油随伴水処理技術支援」(対象：イラク南部地区)、「アスファルト製造改質技術支援」の 2 事業の実施を継続する。

更に支援調査事業として「潤滑油製造技術支援」および「原油随伴水処理技術支援」(対象：イラク北部地区)の 2 事業を実施する。

(2) ベトナム特別支援事業

平成 23 年度、石油生産・精製等のつながりが強いベトナムを支援する事業について、現地のニーズの調査および事業の発掘を行った。

平成 24 年度は、支援調査事業「LP モデルを用いた生産計画技術の移転」および共同事業「製油所の省エネルギー技術の移転」、「石油精製に使用する触媒の評価・改良技術支援」の事業を開始する。

IV. 国際石油交流連携促進事業（連携促進事業）

連携促進事業では、産油国石油関連機関と我が国石油関連機関との間で人的ネットワークを構築・深化させることを目的に、国際会議の開催、産油国からの要人招聘、産油国を訪問して行う政策対話、産油国の石油情勢や動向把握のための調査及びこれらをより効果的に行うための広報活動等の事業を実施する。

1. 国際会議開催

（1）国際シンポジウム

主要産油国の石油政策機関幹部等を日本に招聘して、国際シンポジウムを開催し、石油の安定供給の確保に関わる産油国と日本の石油ダウンストリームが共通して抱える課題と協力の機会を議論する。平成 25 年 1 月を目処に、東京都内で開催する。

（2）湾岸諸国環境シンポジウム

湾岸諸国の環境問題専門家を域内の開催国に招聘して、湾岸諸国環境シンポジウムを開催し、日本の進んだ環境対策技術の移転を図るとともに、湾岸諸国間の技術交流を促進する。平成 25 年 1 月を目処に、カタール国ドーハで開催の予定である。

2. 要人招聘事業

石油を巡る国際情勢等を踏まえ、我が国にとって特に重要と考えられる産油国の石油政策機関幹部等を日本に招聘し、相互理解を深めるとともに、今後の J C C P 事業のあり方について意見交換し、今後の事業計画に反映させる。要人招聘事業は、対象国の優先順位に応じて、1～2 回程度実施する。

3. 産油国フォローアップ事業（政策対話）

主要産油国の石油政策機関幹部等を訪問して政策対話を行ない、過去 J C C P が実施した人材育成事業や基盤整備・国際共同研究事業に対する評価及び今後の協力の方向性について協議するとともに、J C C P 事業の成果の認知を働きかけ、友好関係の強化を図る。産油国フォローアップ事業は、対象国の優先順位に応じて年間 3 回程度実施する。併せて、J C C P 研修参加者のうち、その後、産油国の石油産業で重要な地位に昇進した人との関係強化にも取り組む。

4. 調査事業

中東産油国および今後新しいエネルギー源になることが期待される地域の産油国を対象に、産油国ダウンストリームの動向（含む技術協力案件）調査を実施し、主要産油国の国別の石油情勢、石油ダウンストリームの動向を解析し、

将来のＪＣＣＰへのニーズを把握するとともに、各事業の改良改善に反映させる。

５．国際石油交流拠点海外事務所運営

アブダビ（中東事務所）、リヤド両事務所の運営を、本部にて一体的に企画管理し、海外事務所の機能を最大限発揮した運営を図る。

６．産油国コミュニケーションネットワーク事業

ＪＣＣＰニュース、ホームページ、展示会出展等の広報活動により、ＪＣＣＰ事業の成果を広く国内外に発表し、認知の向上と成果の還元を図る。

Ⅴ．特定事業

産油国関係機関との友好関係の増進、今後のＪＣＣＰ事業推進の基盤強化の観点から、下記に該当の事業があれば、特定事業を活用して対応していく。

- １．主要産油国におけるＪＣＣＰ関係政府機関・国策企業が直接・間接に関与している学術教育・訓練事業。
- ２．石油ダウンストリーム部門を含む石油関連技術全般に関する国際交流事業。
- ３．石油ダウンストリーム部門を含む産油国との協力関係の増進に貢献することが期待されるわが国人材育成事業。

以上

平成24年度収支予算

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	差異(A-B)
(収 入 の 部)			
基本財産運用収入	13,750	13,750	0
会費収入	49,000	46,000	3,000
事業収入	4,719,996	5,248,000	-528,004
国庫補助金	2,737,515	3,117,000	-379,485
分担金収入	1,982,481	2,131,000	-148,519
産油国等石油交流人材育成事業分担金収入	584,000	657,000	-73,000
産油国等石油関連産業基盤整備事業・ 国際共同研究事業分担金収入	1,398,481	1,474,000	-75,519
雑収入	10,000	13,000	-3,000
特定事業積立金取崩収入	50,000	50,000	0
短期借入金借入収入	1,350,000	1,350,000	0
当 期 収 入 合 計	6,192,746	6,720,750	-528,004
前期繰越収支差額	344,955	371,252	-26,297
収 入 合 計	6,537,701	7,092,002	-554,301
(支 出 の 部)			
産油国石油精製技術等対策事業費	4,719,996	5,248,000	-528,004
産油国等石油交流人材育成事業	1,647,214	1,849,000	-201,786
産油国等石油関連産業基盤整備・国際共同研究事業	2,819,696	3,096,000	-276,304
国際石油交流連携促進事業	253,086	303,000	-49,914
特定事業費	50,000	50,000	0
管理費	77,000	77,000	0
人件費	58,000	58,000	0
管理諸費	19,000	19,000	0
支払利息	4,700	4,700	0
短期借入金返済支出	1,350,000	1,350,000	0
当 期 支 出 合 計	6,201,696	6,729,700	-528,004
当 期 収 支 差 額	-8,950	-8,950	0
次期繰越収支差額	336,005	362,302	-26,297

注: 国庫補助金については、公募に対して応募の金額を記載

一般管理等収支予算

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	差異(A-B)
(収 入 の 部)			
基本財産運用収入	13,750	13,750	0
会費収入	49,000	46,000	3,000
雑収入	10,000	13,000	-3,000
短期借入金借入収入	1,350,000	1,350,000	0
特定事業積立金取崩収入	50,000	50,000	0
当 期 収 入 合 計	1,472,750	1,472,750	0
前期繰越収支差額	344,955	371,252	-26,297
収 入 合 計	1,817,705	1,844,002	-26,297
(支 出 の 部)			
管理費	77,000	77,000	0
人件費	58,000	58,000	0
管理諸費	19,000	19,000	0
支払利息	4,700	4,700	0
短期借入金返済支出	1,350,000	1,350,000	0
特定事業費	50,000	50,000	0
当 期 支 出 合 計	1,481,700	1,481,700	0
当 期 収 支 差 額	-8,950	-8,950	0
次期繰越収支差額	336,005	362,302	-26,297

産油国石油精製技術等対策事業収支予算

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	差異(A-B)
(収 入 の 部)			
事業収入	4,719,996	5,248,000	-528,004
国庫補助金	2,737,515	3,117,000	-379,485
分担金収入	1,982,481	2,131,000	-148,519
産油国等石油交流人材育成事業 分担金収入	584,000	657,000	-73,000
産油国等石油関連産業基盤整備事 業・国際共同研究事業分担金収入	1,398,481	1,474,000	-75,519
当 期 収 入 合 計	4,719,996	5,248,000	-528,004
(支 出 の 部)			
産油国等石油交流人材育成事業	1,647,214	1,849,000	-201,786
産油国等研修生受入事業費	964,024	1,044,000	-79,976
産油国等専門家派遣事業費	179,175	184,000	-4,825
産油国特別支援事業費	291,464	382,000	-90,536
人件費・諸経費	212,551	239,000	-26,449
産油国等石油関連産業基盤整備・国際共同研究事業	2,819,696	3,096,000	-276,304
産油国等石油関連産業基盤整備事業費	2,291,854	2,762,000	-470,146
産油国等石油精製・利用技術国際共同研究事業費	92,020	95,000	-2,980
産油国特別支援事業費	346,942	129,000	217,942
人件費・諸経費	88,880	110,000	-21,120
国際石油交流連携促進事業	253,086	303,000	-49,914
産油国等国際交流・調査事業費	111,800	149,000	-37,200
国際石油交流現地調査・業務調整費	80,000	80,000	0
国際石油コミュニケーションネットワーク促進事業費	18,000	18,000	0
人件費・諸経費	43,286	56,000	-12,714
当 期 支 出 合 計	4,719,996	5,248,000	-528,004
当 期 収 支 差 額	0	0	0

注: 国庫補助金については、公募に対して応募の金額を記載